



クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ

憲章

2006年1月11 - 13日、シドニー、創設閣僚会議で採択

2007年10月14 - 15日、ニューデリー、第2回閣僚会議で修正

我々、オーストラリア、中国、インド、日本、韓国、米国（以下、集合的にパートナーと呼ぶ）の政府代表は、2006年1月12日にオーストラリアのシドニーで会合し：

本憲章の不可欠な部分である2005年7月28日のクリーン開発と気候に関する新しいアジア太平洋パートナーシップのためのビジョンステートメント（付属書 I）に導かれ；

パートナーシップの目的は国連気候変動枠組み条約及び他の関連した国際法律文書の原則と整合するものであり、京都議定書を補完するもののそれにとって代わるものではないことを念頭に置き；

クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ（以下パートナーシップと呼ぶ）を創設し、パートナーシップのために法律的に拘束力のない憲章の設定を下記のように決定した。本パートナーシップは、我々の開発、エネルギー、環境、気候変動の目標を達成するべくパートナー間の機動的、建設的、生産的な国際協力を支援するための枠組みとしての役割を果たす。

1. 共有ビジョン

- 1.1 パートナーは、国際的に開発と貧困撲滅が緊急かつ最優先の目標であることを認識しつつ、クリーン開発と気候の目的を推進するために自主的に集った。既存の二国間及び多国間イニシャチブの基盤の上に構築することにより、パートナーは、増大するエネルギー需要及びそれに付随している大気汚染、エネルギー安全保障、温室効果ガス濃度などの両面の挑戦に見合うために、各国の状況



に応じて協力を強化する。パートナーは、パートナーシップの共有ビジョンを達成するうえで国内努力も重要であることを認識している。

2. 目的

2.1 本パートナーシップの目的は：

- 2.1.1 現実に成果を得るための具体的かつ実質的な協力を通して、既存及び台頭しつつある長期的・コスト効果が高く、よりクリーンで、より効率的な技術と実践の開発・普及・展開・移転を容易にするための、パートナー諸国間の法的拘束力を持たない、自主的な国際協力のための枠組みを創設する；
- 2.1.2 そのような努力を支援するため、可能な環境を推進・創出する。
- 2.1.3 それぞれの国内汚染削減、エネルギー安全保障及び気候変動の目的達成を促進する；
- 2.1.4 クリーン開発の目標の中において、相互関連の開発、エネルギー、環境、気候変動問題に取り組むパートナーそれぞれの政策手法を調査し、かつ各国の開発及びエネルギー戦略の発展、実施における経験を共有するため、フォーラムを用意する。

3. 機能

3.1 本パートナーシップを通して、パートナーは協力して：

- 3.1.1 国内政策手法のギャップや重複、その他の相互に関心のある分野を含めて、クリーン開発において相互関連の開発、エネルギー、環境、気候変動問題に取り組むことに関連したパートナーそれぞれの政策手法についての情報を交換する；
- 3.1.2 国内のクリーン開発戦略と温室効果ガス濃度の削減のための努力を開発し実行することに関する経験を共有し、情報を交換する；
- 3.1.3 パートナーの優先課題に従って、既存の、台頭しつつある、長期的・コスト効果のある、よりクリーンでより効率的な、革新的技術の開発・普及・展開・移転を可能にする環境を促進し、創造するための障壁を確認・評価し、その解決を図る；



- 3.1.4 パートナーの優先課題に従って、既存の、台頭しつつある、長期的・コスト効果のある、よりクリーンでより効率的な、革新的技術の開発・展開・普及・移転のためにパートナー間の二国間、多国間の協力活動を確認・実施する；
 - 3.1.5 既存の二国間及び多国間イニシャチブの間の協調を円滑化し、それぞれのパートナーの気候関連技術に関する情報共有を促進する；
 - 3.1.6 協力努力を強化するための手段としての活動に、人的及び組織的能力構築の要素を適宜組み入れる；
 - 3.1.7 パートナーシップでの協力活動に不可欠な部分として、民間企業の参画を図り、かつ開発銀行、研究機関及び他の関連政府機関、政府間組織、非政府組織の参画を適宜図る；
 - 3.1.8 パートナーにより策定された作業計画を開発・実施する；
 - 3.1.9 パートナーシップの進捗状況を定期的に評価し、その有効性を保証する。
- 3.2 各パートナーは、加盟する国際法規で適用される、法律、規制、及び政策に従って、本憲章が想定する活動に取り組む。

4. 組織

- 4.1 本パートナーシップの実施を促進するために、政策実施委員会及び管理支援グループを組織する。
- 4.2 政策実施委員会は、本パートナーシップの全体枠組み、政策、手順を管理し、協力の進捗状況を定期的に検討し、管理支援グループに指示を与える。委員会は、パートナーシップの協力活動の実施管理に責任を持ち、民間企業の代表の参画を図り、かつ開発銀行、研究機関、その他の関連政府機関、政府間組織、非政府組織を適宜参画させることに責任を持つ。委員会は、パートナーの国内で可能な環境の促進・創出を行う活動、ならびに関連する国内段階のクリーン開発目標を達成するパートナーの努力を支援する活動に取り組む。政策実施委員会はその作業を支援するために、適切なタスクフォースその他の小グループを組織することが可能である。政策実施委



員会は、その構成員が作業を完遂するために必要と判断する頻度で会合し、政策問題あるいは技術問題に関する議題に適宜焦点を当てることができる。政策実施委員会の決定は、委員会に参加するパートナーのコンセンサスによって行われるものとする。

- 4.3 管理支援グループは、パートナーシップのコミュニケーションや活動における主要な調整役となり、(1)パートナーシップ会合の準備、(2)電話会議やワークショップなどの特別活動の手配、(3)パートナーシップの行動に関する情報の調整伝達、(4)パートナーシップに関する情報交換所としての役割、(5)政策実施委員会が承認する重要機能に対する手順と責任の維持、(6)政策実施委員会が指揮する他の業務の実施に対して責任をもつ。管理支援グループの機能は本質的に管理業務であり、政策実施委員会が特に指示する場合を除いて実質内容は含まれない。
- 4.4 政策実施委員会は、パートナーからの代表で構成される。付属書 II に含まれる各パートナーは、政策実施委員会の会合に参加する代表を3名まで指定することができる。
- 4.5 政策実施委員会はその裁量によって、他の専門家をその会合に参加させることができる。
- 4.6 米国政府は当初、パートナーシップの管理支援グループとしての役割を果たすものとする。この取り決めは2年ごとに検討され、政策実施委員会の決定により変更することができる。各パートナーは、管理支援グループへの連絡の中心役を果たす実務連絡役を指名する。
- 4.7 管理支援グループは必要に応じ、パートナーが雇用し管理支援グループのために提供される人材を活用する。パートナーが別の決定を下さない限り、こうした人材はそれぞれの雇用主により報酬を与えられ、雇用主の雇用条件に従うものとする。
- 4.8 各パートナーは、パートナーシップ活動への参加本質を個々に決定する。

5 資金調達



- 5 . 1 本パートナーシップへの参加は自主的な決定に基づく。各パートナーはそれぞれの判断により、パートナーの法律、規則、政策に従って、パートナーシップに対して資金面、人材面、その他資源の貢献を行う。本憲章で想定される活動から発生する経費はいかなるものでも、別の取り決めがない限りは、それを発生させるパートナーが負担するものとする。

6 知的財産権

- 6 . 1 本パートナーシップの協力活動から生じる知的財産権及びその取り扱いに関係する問題は全て、パートナーシップの目的を念頭に置きつつ、それが派生する特定の状況において事例ごとに対処する。

7 改正

- 7 . 1 政策実施委員会はいつでも、委員会のパートナーのコンセンサスにより、本憲章及び付属書 II を改正することができる。

8 憲章の有効期間

- 8 . 1 本憲章のもとでの協力は 2006 年 1 月 12 日に開始される。パートナーは、90 日前の書面による事前通知により、加入を終了できる。



付属書 I

クリーン開発と気候に関する新しいアジア太平洋パートナーシップのためのオーストラリア、中国、インド、日本、韓国、米国のビジョン声明

2005年7月28日

開発と貧困撲滅は国際的に緊急かつ最優先の目標である。持続可能な開発に関する世界サミットは安価で信頼できるよりクリーンなエネルギーへのアクセス増加の必要性を明瞭にし、国際社会は気候変動と持続可能な開発に関するデリー宣言において、気候変動アプローチを考慮するうえでの開発アジェンダの重要性に合意した。

我々は各々異なる天然資源の恵み、及び持続可能な開発とエネルギーの戦略を有しているが、すでに協力して活動しており、共通目標の達成のために協力を続ける。既存の二国間及び多国間イニシャチブの基盤の上に構築することにより、我々はエネルギー需要の増加とそれに付随する大気汚染、エネルギー安全保障、温室効果ガス濃度に関連する挑戦という両面を満たすために協力を強化する。

この目的のため、我々はそれぞれの国内状況に従って、国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）の原則に合致しながら、よりクリーンでより効率的な技術を開発、展開、移転するための新しいパートナーシップを創出し、国内の公害削減、エネルギー安全保障、気候変動についての懸案に対応するべく、協働する。

パートナーシップは、実際的結果を達成するため具体的かつ実質的協力を通じて、コスト効果がありよりクリーンな既存及び台頭しつつある技術や実践の開発、普及、展開、移転のための可能な環境を促進・創出のために協力する。協力する分野としては、エネルギー効率、クリーン石炭、統合ガス化複合サイクル、液化天然ガス、炭素捕捉・貯蔵、熱電気複合利用、メタン捕捉・利用、民生用原子力、地熱、田舎部・村落エネルギーシステム、高度運輸機関、ビル・住宅建設及び運用、生物燃料エネルギー、農業及び林業、



水力発電、風力発電、太陽電池発電、その他の再生可能エネルギーが含まれるが、これに限定されるものではない。

さらにパートナーシップは、経済成長を促進しながら温室効果ガス濃度の大幅な削減を可能にするような一層長期的な革新的エネルギー技術の開発、普及、展開、移転について協力する。中・長期的な協力分野には、水素、ナノテクノロジー、高度バイオテクノロジー、次世代核分裂、核融合エネルギーが含まれるが、これに限定されるものではない。

パートナーシップは、国内の持続可能な開発及びエネルギー戦略の開発・実施における経験を共有し、経済への温室効果ガス濃度削減の機会を模索する。

我々は、この共有ビジョンの要素並びにそれを実行する方策をさらに定義する法的拘束力のない協定を作成する。とりわけ、我々は、組織的、財務的な取り決め及び関心ある同じ考えを持った他の国々を包括する方法を含めて、パートナーシップのための枠組み設定を検討する。

さらにパートナーシップは、パートナーが協力努力を強化するための人的、組織的能力を構築することを助け、民間企業の参画機会を探る。我々は、効果性を保証するために定期的にパートナーシップを見直す。

パートナーシップは、UNFCCCのもとでの我々の努力に整合しており、これに貢献し、京都議定書を補完するとはいえ、それにとって代わるものではない。



付属書 II

オーストラリア

カナダ

中国

インド

日本

韓国

米国